

目次

【地方独立行政法人法施行令の一部改正（第一条）関係】

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄） 1

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄） 8

○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄） 9

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄） 11

【その他政令の一部改正（第二条から第五条まで）関係】

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄） 12

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄） 13

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（抄） 14

○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（抄） 15

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄） 16

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄） 18

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）（抄） 21

○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄） 22

○ 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄） 23

○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（抄） 25

【地方独立行政法人法施行令の一部改正（第一条）関係】

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 四 （略）

五 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であつて定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型的なもの、別表に掲げるもの（以下「申請等関係事務」という。）を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。

六 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（第二号から前号までに掲げるものを除く。）。

七 （略）

（会計監査人の監査）

第三十五条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 5 （略）

（財源措置）

第四十二条 （略）

2 6 （略）

7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十三条（略）

2 職員（政令で定める基準に従い特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

3（略）

（議会への報告等）

第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（地方公務員法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。

2・3（略）

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十六条の二 一般地方独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

一 一般地方独立行政法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。）であつた者であつて離職後に営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この条において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が離職後二年を経

過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として設立団体の規則で定められるものに属する役員又は職員に対して行う、当該一般地方独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関するこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」という。）の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該一般地方独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該一般地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該一般地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（権利義務の承継等）

第六十六条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に關し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に關して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

2 5 7 (略)

第六十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利義務の承継等)

第六十六条の四 前条第一項又は第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際、受入地方独立行政法人が新たに行う業務に関し、現に加入設立団体が有する権利及び義務(当該定款の変更が効力を生ずる前に加入設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち加入日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより加入設立団体の長が定めるものは、当該定款の変更が効力を生ずる時において当該受入地方独立行政法人が承継する。

2 第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定は、前項の規定により受入地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(教員等の任命等)

第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が当該大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。)並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員(教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。)を第二十條の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

（長期借入金及び債券発行の特例）

第七十九条の三（略）

1（6（略））

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（債務の負担）

第八十六条（略）

2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に關し必要な事項は、政令で定める。

（設立団体申請等関係事務の処理に關する特例）

第八十七条の三 地方独立行政法人で第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帶する業務を行うもの（以下「申請等関係事務処理法人」という。）は、設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるもの（以下「設立団体申請等関係事務」という。）を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名に關して処理することができる。

2 前項の規定により申請等関係事務処理法人が設立団体申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体の職員とそれぞれみなして、当該設立団体による設立団体申請等関係事務の処理に關して適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の六第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令（条例又は規則にあっては、それぞれ条例又は規則）で定める。

（関係市町村申請等関係事務の処理に関する特例）

第八十七条の十二 申請等関係事務処理法人（設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村（以下「関係市町村」という。）の申請等関係事務（定款で定めるものに限る。）のうち当該規約で定めるもの（以下「関係市町村申請等関係事務」という。）を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができる。

2 前項の規定により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該関係市町村の職員とそれぞれみなして、当該関係市町村による関係市町村申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第八十七条の六第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令（条例又は規則にあつては、それぞれ条例又は規則）で定める。

（不動産登記法等の準用）

第二百二十五条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

（政令への委任）

第二百二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

別表（第二十一条関係）

一〇二十（略）

二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務

二十二〇二十四 (略)

備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣
- 二 第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第十九号の総務省令 厚生労働大臣
- 三 第七号の総務省令 国土交通大臣
- 四 第十三号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票コードの告知要求制限）

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めない。

2 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めない。

3 機構は、本人確認情報処理事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知するを求めない。

4 総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めない。

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手續）

第十五条 通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を中期目標管理法の長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 中期目標管理法の役員又は職員 の地位

三 法令等違反行為（通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。）の要求又は依頼をした再就職者（通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者をいう。）の氏名

四 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

（中期目標管理法の長への届出）

第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法役員（同項に規定する中期目標管理法役員をいう。以下この条において同じ。）は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法の長に届出をしなければならない。

2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法役員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法の長に届け出なければならない。

3 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法役員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法の長に届け出なければならない。

4 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 中期目標管理法役職員の地位
- 三 再就職の約束をした日
- 四 離職予定日
- 五 再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

(中期目標管理法人の長による報告)

第十七条 通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）

第四条 第二条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條又は第二十三條の規定による届出（第二条に規定する者にあつては、同條の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の變更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

【その他政令の一部改正（第二条から第五条まで）関係】

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（自動車取得税の非課税）

第百十五条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるもの及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに対しては、この限りでない。

2
3 （略）

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（法第百十五条第一項ただし書の自動車の取得）

第四十二条の三 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項第三号から第七号までに掲げる事業の用に供するための自動車の取得とする。

2 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる事業に係る業務又は同条第六号に掲げる業務（同条第三号ハからトまでに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供するための自動車の取得とする。

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）（抄）

（大会社等に係る業務の制限の特例）

第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 会計監査人設置会社（資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

二 金融商品取引法第百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。）

三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

五 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

○公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（抄）
（大会社等の範囲）

第十条 法第二十四条の二第六号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
- 二 全国を地区とする労働金庫連合会
- 三 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 四 農林中央金庫
- 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十九条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- 六 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 七 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第三十五条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（勤続期間の計算）

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続きいて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。

6 前各項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定に

より計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

（地方公務員としての引き続きいた在職期間の計算）

第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間（当該給付の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の地方公務員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

2 職員が法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないので地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合には、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

3 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）、若しくは公庫等（法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないので、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた

者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間（法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者の職員としての勤続期間を含む。）を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めていゝるもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」といふ。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続き在職期間（法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続き在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続き在職期間として計算する。

4 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいふ。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）となつた者に対する前項の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者となるため退職したこととみなす。

5 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である公庫等に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」といふ。）が、公庫等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続き在職期間の始期から地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続き在職期間として計算する。

職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合において、先の職員としての引き続き在職期間の始期から地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続き在職期間として計算する。

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）

（船員である職員等の特例）

第四十六条の二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要がある場合においては、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

○地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄）

第五条 船員に係る法第二十八条の規定による休業補償の金額は、公務（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（法第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった日から四月間は、平均給与額の百分の百に相当する金額とする。

○関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）
（特定用途免税）

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品
- 二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品
- 三 慈善又は救済ゆつのため寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの
- 三の二 前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品
- 四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの
- 五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用を使用するものと認められるもの
- 五の二 博覧会等において使用するため博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。
- イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除き、博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの
- ロ 博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する博覧会等の記念品及び展示物品の見本品

ハ 博覧会等（政令で定めるものに限る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるもの

六及び七 削除

八 航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの

九 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの（船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。

十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

○関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（抄）

（国及び地方公共団体以外の者が経営する施設の指定）

第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法附則第三条第一項に規定する学校
- 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第三条第一項又は第三項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定による認定を受けた施設（前号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 三 学校教育法第二百二十四条又は第三百三十四条第一項に規定する専修学校又は各種学校のうち財務大臣が指定したもの
- 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項（定義）に規定する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立科学博物館が設置する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第十一条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立美術館が設置する美術館、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第十二条第一項第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号（業務の範囲）の規定に基づき地方独立行政法人が設置する博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館
- 五 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項（定義）に規定する大学共同利用機関
- 六 博物館、物品陳列所、研究所、試験所及びこれらに類する施設（前二号に掲げるものを除く。）のうち財務大臣が指定したもの